

八王子市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成24年12月28日

八王子市長 石 森 孝 志

八王子市規則第77号

八王子市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(適合性確認機関)

第3条 法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下「認定申請」という。）又は法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）をしようとする者は、当該申請をする前に、当該申請が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合しているか否かについて、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下これらを「適合性確認機関」と総称する。）の審査を受けることができる。ただし、人の居住以外の用途に供する部分を含む建築物に係る低炭素建築物新築等計画については、登録建築物調査機関の審査のみを受けることが

できる。

- 2 八王子市手数料条例（昭和24年八王子市条例第16号）別表、4 申請手数料の部、46の6の項金額の欄第1号の市長が指定する者は、前項の適合性確認機関とする。

（認定申請書に添付する図書）

第4条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す書類（適合性確認機関が作成したものに限り。）を有する場合には、当該書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することが確認できる図書で、市長が必要と認めるもの

- 2 省令第41条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、前項第2号の図書を添付する場合において、省令第41条第1項に掲げる図書のうち市長が不要と認める図書とする。

（建築基準関係規定の審査を受ける場合の構造計算適合性判定）

第5条 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合で、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第5項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要する部分が含まれているときは、構造計算適合性判定に準じた審査を行うものとする。

（計画の通知）

第6条 法第54条第3項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、計画通知書（第1号様式）に建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の確認の申請書を添えて、建築主事に行うものとする。

（認定申請等の取下げ）

第7条 認定申請又は変更認定申請をした者は、市長が認定又は変更認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第2号様式）の正本

及び副本により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前条の通知を行った後で前項の規定による取下げ届の提出があったときは、取下げ通知書（第3号様式）により建築主事に通知しなければならない。

3 第1項の取下げ届の副本は、同項の規定による届出をした者に返還するものとする。

（認定しない旨の通知）

第8条 市長は、認定申請に係る計画又は変更認定申請に係る計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合しない場合、建築主事から同条第4項の規定で準用する建築基準法第18条第12項の規定による通知を受けた場合（法第55条第2項において準用する場合を含む。）又は当該申請の手続が省令又はこの規則に違反していると認める場合は、当該申請に係る計画を認定しないものとし、認定しない旨の通知書（第4号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（新築等の状況の報告）

第9条 認定建築主は、法第56条の規定により、法第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画（法第55条第1項の規定による変更があったときは、当該変更後のもの。以下「認定低炭素建築物新築等計画」という。）に基づく低炭素化のための建築物の新築等の状況について報告を求められた場合は、新築等状況報告書（第5号様式）に、報告内容を説明するための図書を添えて、市長に報告するものとする。

（取りやめる旨の届出）

第10条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめるときは、取りやめ届（第6号様式）の正本及び副本に、低炭素建築物新築等計画認定通知書（変更認定を受けた者は、低炭素建築物新築等計画認定通知書及び低炭素建築物新築等計画変更認定通知書）を添えて、市長に届け出なければならない。

2 前項の取りやめ届の副本は、認定建築主に返還するものとする。

（工事の完了の報告）

第11条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工

事が完了したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により市長に報告するものとする。

- (1) 計画に従って建築工事が行われたことを建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。）が確認した場合
工事完了報告書（第7号様式）及び建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の15の規定による当該建築物の工事監理報告書の写し
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合
工事完了報告書（第8号様式）及び当該建築物の建築工事を施工した施工者による発注者への工事完了報告書の写しその他これに類するもの

（認定の取消しの通知）

第12条 法第58条の規定による取消しを行った場合は、認定取消通知書（第9号様式）により認定建築主に通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

第 年 月 号
日

計 画 通 知 書

建築主事 殿

八王子市長

㊟

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）による申出が下記のとおりあったので、同法第54条第3項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により下記のとおり低炭素建築物新築等計画を通知します。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付番号

第 号

2 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付年月日

年 月 日

3 申請者の住所又は主たる事務所の所在地及び申請者の氏名又は名称

4 認定に係る建築物の位置

5 添付書類 建築確認申請書

第2号様式（第7条関係）

取 下 げ 届

年 月 日

八王子市長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称 ⑩

下記の申請を取り下げたいので、八王子市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第7条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 取下げの理由

(注意)

- 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第3号様式（第7条関係）

第 年 月 日
年 月 日

取 下 げ 通 知 書

建築主事 殿

八王子市長

㊟

下記の申請は、申請者により取り下げられたので、八王子市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第7条第2項の規定により通知します。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付番号

第 号

2 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付年月日

年 月 日

3 申請者の住所又は主たる事務所の所在地及び申請者の氏名又は名称

4 申請に係る建築物の位置

第 年 月 号
日

認定しない旨の通知書

様

八王子市長

印

下記の申請については、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定をしないこととしたので通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請者の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、八王子市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として（訴訟において八王子市を代表する者は八王子市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第9条関係）

新 築 等 状 況 報 告 書

年 月 日

八王子市長 殿

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称 ⑩

八王子市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第9条の規定に基づき、
下記のとおり低炭素建築物の新築等の状況について報告します。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

4 報告の内容

(注意)

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 認定建築主の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第6号様式（第10条関係）

取 り や め 届

年 月 日

八王子市長 殿

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称 ⑩

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、八王子市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第10条第1項の規定により届け出ます。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

(注意)

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 認定建築主の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第7号様式（第11条関係）

工 事 完 了 報 告 書

年 月 日

八王子市長 殿

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称 ⑩

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので、八王子市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第11条の規定により報告します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 計画に従って建築物の建築工事が完了したことを確認した建築士
(級) 建築士 () 登録第 号
住所
氏名
(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
名称
所在地
- 5 建築工事完了の日
年 月 日

(注意)

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 認定建築主の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第8号様式（第11条関係）

工 事 完 了 報 告 書

年 月 日

八王子市長 殿

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称 ⑩

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので、八王子市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第11条の規定により報告します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 当該建築物の建築工事の請負契約に基づき建築物の建築工事を実施した施工者
施工者の住所
氏名
建設業の許可番号
主任技術者の氏名
- 5 建築工事完了の日
年 月 日

(注意)

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 認定建築主の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第9号様式（第12条関係）

第 年 月 日 号

認 定 取 消 通 知 書

様

八王子市長

㊟

下記の認定低炭素建築物新築等計画については、都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定に基づき、下記の理由により当該認定計画の認定を取り消したので通知します。

記

認 定 番 号 第 年 月 日 号
認 定 年 月 日 年 月 日

(※) 確 認 番 号 第 年 月 日 号
確 認 年 月 日 年 月 日
建 築 主 事 の 氏 名

- 1 認定建築主の氏名又は名称
- 2 認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定に係る建築物の構造
- 5 取消しの理由

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、八王子市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として（訴訟において八王子市を代表する者は八王子市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。